

平成 28 年度 財務諸表の承認の際の確認項目一覧表

評価委員会が意見陳述を行う際の基本方針

提出期間や提出書類などが法令等を遵守しているか、明らかな遺漏がないかなどを確認し、意見陳述する

財務諸表 確認事項			確認状況
提出書類	提出期限の遵守	財務諸表及び添付書類の 当該年度の終了後 3 月以内の提出 (法第 34 条)	6 月 30 日に法人より市長に提出があり、事業年度終了後 3 ヶ月以内の提出を確認した。
	すべての必要な書類の提出	(財務諸表) 貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算及びこれらの附属明細書 (添付書類) 事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の意見 (法第 34 条及び規則第 10 条)	提出種類は、財務諸表及び添付書類ともに、遺漏なく、提出されていることを確認した。
財務諸表の整合	事業年度	毎年 4 月 1 日 から 翌年 3 月 31 日 (法第 32 条)	4 月 1 日から翌 3 月 31 日であることを確認した。
	「地方独立行政法人会計基準」への準拠性	重要な会計方針、表示科目、注記等の適切性 (法第 33 条)	会計準則に準拠した会計方針、表示科目、注記であり、適切な記載であることを確認した。
		合計等の基本的な計数の整合 (法第 33 条)	合計等の計数について、整合がとれていることを確認した。
		主要表と附属明細書との整合・書類相互間の整合等 (法第 33 条)	主要表と附属明細書、書類相互間について、整合がとれていることを確認した。
		運営費負担金に係る会計処理の適切性	適正な会計処理が行われていることを確認した。
監事・会計監査人意見	監査報告書	財務諸表の承認にあたり考慮すべき監事・会計監査人の意見の有無 (法第 34 条)	監事及び会計監査人からの監査報告書は適正意見であり、考慮すべき意見や理事長、市長への意見はなかったことを確認した。
		監事が理事長又は設立団体の長に提出した意見の有無 (法第 13 条)	
その他	利益及び損失の処理等の適切性 (法第 40 条)	利益の処分や余裕金の運用は適切になされていること、また短期借入金や堺市以外からの長期借入金、重要な財産の処分はなかったことを確認した。	
	短期借入金の限度額超過の有無 (法第 41 条)		
	堺市からの長期借入金以外の長期借入金の有無 (法第 41 条)		
	余裕金の不適切な運用の有無 (法第 43 条)		
	重要な財産の不適切な処分等の有無 (法第 44 条)		

地方独立行政法人法の抜粋

(役員の職務及び権限)

第13条 1～4 略

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。

(事業年度)

第32条 地方独立行政法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 略

(企業会計原則)

第33条 地方独立行政法人の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 略

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 略

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2～7 略

(借入金等)

第41条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第26条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2～4 略

5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(余裕金の運用)

第43条 地方独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他総務省令で定める有価証券の取得
- 二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。第66条第7項において同じ。)への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

2 略

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則の抜粋

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号)に規定するキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。